

東京都行政書士会北支部広報

あ す か

第39号

2018年10月1日発行

発行人 溝口庸一

編集人 吉村信一

北区赤羽西1-5-1-606

電話 03-5963-7437

FAX 03-5963-7430

12月6日(木)「おひとり様の終活講座」開催決定!!

東京都行政書士会北支部では、平成30年12月6日(木)、北区王子の北とぴあにて、「おひとり様の終活講座」と題して一般区民の皆様向けの講座を開催いたします。

講座では表題のとおり、「いざというとき、身近に頼れる親族がいない…」とお悩みのおひとり暮らしの方やお子様のいないご夫婦を対象に、老後の暮らしに備える制度やご自身が亡くなった後の手続きを代行する契約など、これからの終活に

活かしていただける情報を座談会形式でご紹介します。

また、スペシャルゲストとして、日本海洋散骨協会の村田ますみ理事長を講師にお迎えし、今話題の海洋散骨や墓じまいに関する情報をお届けします。

応募方法等、開催要項は下記のとおりです。奮ってのご参加をお待ちしております。



司会/行政書士
山賀 良彦



講師/行政書士
溝口 庸一



講師/行政書士
吉村 信一



講師/日本海洋散骨協会理事長
村田 ますみ

開催要項

開催日時 平成30年12月6日(木)

13時30分～15時30分(開場13時15分)

会場 北とぴあ7階 第一研修室(北区王子1-11-1)

JR王子駅、東京メトロ王子駅より徒歩1分

トークテーマ ★ひとり暮らしの老後や死後にはどのような問題が発生するの？

★認知症に備える！任意後見契約ってどんなしくみ？

★ひとり暮らしで亡くなったらお葬式や家の片づけは誰がやってくれるの？

★実家のお墓を継ぐ人がいない…どうすればよいの？

★私の遺骨は海に撒いてほしい！今話題の散骨ってどんなもの？

など

参加定員 60名(行政書士など専門家の方の受講も歓迎です)

参加費 無料

申込み方法 電話：03-5963-7437(受付時間：平日9時～17時)または、
メール：info@kitashibu.tokyoにて、12月4日(火)までにお申込みください



夏の懇親会を開催しました

平成30年8月2日（木）、銀座アスター赤羽賓館において、東京都行政書士会北支部・東京行政書士政治連盟北支部主催の夏の懇親会を開催いたしました。来賓に、北支部の活動に日頃より大変お世話になっている方々をお招きし、支部会員との懇親・交流を深める場として例年8月に開催しています。

本年は昨年の懇親会を踏まえ、立食形式を中心にしながらも座席も十分にご用意致しました。これにより昨年以上に出席者同士の懇親もすすみ、会場のあちらこちらで賑やかな笑い声の聞こえる

会となりました。

会の後半では、北区が行なっている、北区のさまざまな魅力のある景観資源を277の候補地から応募によって決定する「みんなで作る北区景観百選2019」を紹介しました。北区にゆかりのある参加者の皆様と北区の活動について共有することで、より一層、地域を軸に連携を深めることができたと思います。来年も地域の皆様との交流を深める活動として継続したいと考えています。

（副支部長・総務部担当：山賀良彦）



溝口庸一 支部長



徳山義行 政連支部長



常住豊 会長



花川與惣太 北区長



太田昭宏 衆議院議員



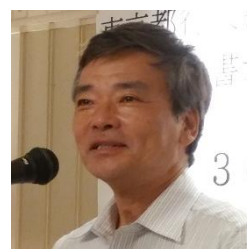
高木けい 衆議院議員



池内さおり 前衆議院議員



大松あきら 都議会議員



曾根はじめ 都議会議員



音喜多駿 都議会議員



会場での懇親の様子



参加者全員で記念撮影



夏の懇親会 ご来賓ご芳名

北区長	花川 與惣太様	東京都教職員研修センター 前桐ヶ丘郷小学校校長	木村 良平様
衆議院議員	太田 昭宏様		久我 泰博様
衆議院議員	高木 けい様	王子公証役場公証人	横田 信之様
前衆議院議員	池内 さおり様	王子公証役場公証人	常住 豊様
東京都議会議員	大松 あきら様	東京都行政書士会会長	上池 敏子様
東京都議会議員	曾根 はじめ様	東京都行政書士副会長	島岡 清美様
東京都議会議員	音喜多 駿様	東京行政書士政治連盟副会長	
北区議会議員(自由民主党・副幹事長)	前田 ゆきお様	東京都行政書士会 行政書士ADRセンター東京センター長	光永 謙太郎様
北区議会議員(自由民主党)	戸枝 大幸様		
北区議会議員(公明党・幹事長)	近藤 光則様	(株)日本政策金融公庫上野支店 融資第二課長	古川 豊様
北区議会議員(公明党・副議長)	稲垣 浩様		
北区議会議員(日本共産党・政務調査会長)	野口 将人様	(株)日本政策金融公庫板橋支店融資課長	大曲 信之様
北区議会議員(日本共産党)	永井 朋子様	城北信用金庫ソリューション事業部部長	中山 正人様
北区議会議員(立憲クラブ・副幹事長)	花見 たかし様	第一勧業信用組合東十条支店支店長	菊地 幸則様
北区議会議員(社会民主党)	佐藤 ありつね様		
北区議会議員(国民の命を守る会)	吉岡 けいた様		
北区議会議員(日本を元気にする会)	斉藤 りえ様		

第27回 北区事業とくらしの無料相談会に参加しました

平成30年6月9日(土)午後1時から午後4時まで「第27回北区事業とくらしの無料相談会」が北とぴあ地下展示ホールで開催されました。

これは、各士業団体と弁護士法人東京パブリック法律事務所が主催し、北区周辺の住民とその事業者向けに開催されている相談会です。参加士業は行政書士のほか、弁護士、司法書士、税理士、社会保険労務士、中小企業診断士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、弁理士、公認会計士の10士業となります。

毎回、様々な相談に対して一度の相談で複数の専門家のアドバイスを同時に受けることができ、このことが好評の要因となっております。今回の相談件数は、電話予約が32件(当日キャンセルなし)、当日直接のご訪問が2件の計34件で、特に、相続・遺言、不動産に関する相談が多くを占めておりましたが、法人の設立についての相談などもありました。

東京都行政書士会からは8名が参加し、14件の相談に応じました。その他の士業の相談に対する参加件数は、弁護士29件、司法書士26件、税理士11件、社会保険労務士14件、中小企業診断士3件、不動産鑑定士18件、土地家屋調査士10件、弁理士1件、公認会計士1件となっております。

終了後の相談者のアンケートでは、「とても満足」、「満足」合わせて34件中30件とかなりの高評価を頂きました。

私自身も他士業の皆様と同席して相談を受ける機会はありませんため大いに勉強になりました。今後も、相談者の期待に応えるため、相談者の抱えている問題をより丁寧に聞く姿勢を心がけ、問題解決のお手伝いができるよう、相談会の更なる工夫・改良を行っていききたいと思います。

(経理部長：柳沢裕治)



行政書士は身近な街の法律家

行政書士は許認可や登録申請、遺言や相続、色々な契約・届出などの相談から書類作成までサポートします。

相談員研修会を開催しました

平成30年6月18日(月)、北とびあ902会議室にて、相談員研修会を開催しました。東京都行政書士会北支部では、毎月1回、北区役所ロビーをはじめとした区内各所で無料相談会を開催しておりますが、相談員研修会は、そこで活動する相談員にとって、年に一度、受講必須の研修会となっております。また、昨年度から他支部会員もお迎えしておりますが、今年度は、新入会員の方を中心とした4名の他支部会員にご参加いただきました。

我々法律家が相談をお受けする際、「いかに法的な問題やポイントとなる部分を捨象するか」「法的なアドバイスを提供することが問題解決に繋がる」という姿勢で臨みがちですが、相談者からは「話をきちんと聞いてもらえなかった」と不満に繋がることがあります。その問題を解決する有効な手段となるのが、「当事者同士(相談者と法律家)が協働し、解決すべき課題の認識を共有し、課題の解決方法について合意形成をする」という、行政書士ADRセンター東京が行っている対話促進型調停における調停技法です。

今年度も、行政書士ADRセンター東京の光永謙太郎センター長を講師にお迎えし、対話促進型調停における傾聴技法や対話技法について、参加者同士でロールプレイを行いながら学んでいきました。

例えば「パラフレーズ」という対話技法では、話し手が語った言葉を、意味を変えずにそのまま繰

り返して伝え返すことで、聞き手が話し手の話を理解していることを伝える効果があります。また、「リフレーミング」という対話技法では、「彼は謝罪するべきだ」という言葉を「あなたは彼に謝罪してほしいのですね」と、話し手が語った言葉を枠組みを揺らす形で言い換えて伝え返すことで、話の内容を明確にし、聞き手と話し手が、課題を解決する方法を共有できる効果があります。

相談を受ける際、法律知識だけでなく、これらのコミュニケーションスキルを効果的に組み合わせることで、相談者に満足していただける有意義な相談会が開催できると思います。今年度も東京都行政書士会北支部では、「相談者中心の相談」を心がけてまいります。(広報部長：吉村信一)



信用組合職員様向けに研修会を実施しました

平成30年7月26日(木)、全東栄信用組合十条支店(北区上十条3-15-2)において、同支店の職員様向けに行政書士業務を紹介する研修会を実施しました。

東京都行政書士会では、活動理念ある「地域との共生」の施策のひとつとして、さまざまな金融機関との連携協定を結んでおり、全東栄信用組合とも平成30年1月に協定を締結しております。今後、両者の連携を深め実効性のあるものにしていくために、信用組合職員の皆様に「行政書士がどんな業務を取り扱っているのか」「どんなことを相談・依頼することができるのか」を知っていただくことが重要ということで、今回の研修会を実施することとなりました。

東京都行政書士会からは、十条支店の管轄が北区と板橋区に跨ることから、溝口庸一・北支部長、坂田早苗・板橋支部長をはじめ、両支部の役員が講師として参加しました。また、全東栄信用組合からは細田勉支店長はじめ9名の職員の皆様にご参加いただきました。

研修会では、相続、会社設立、許認可など、行政書士が取り扱う業務や他土業者の業務との棲み分けなどを説明したのち、職員の方から事前にいただいた質問に答える形で進めていきました。

研修会終了後、細田支店長からは「今まで司法書士業務、行政書士業務の違いなど棲み分けがあることを意識せずに相談をしていたが、行政書士が取り扱う業務についてよく分かった」との感想をいただきました。

今回の研修会は、行政書士業務についてご理解いただくということだけでなく、同じ地域で地域密着をモットーに活動している両者が、顔の見える関係として繋がれたということに大きな意義があると思います。今後も、地域住民の皆様のお役に立てるよう、より一層、両者の連携を深めていきたいと思っております。(広報部長：吉村信一)



空き家の利活用セミナーと無料相談会を開催しました

平成30年7月20日（金）午後6時半から8時半まで、北とぴあ14階スカイホールにおいて空き家の利活用セミナーと無料相談会が開催されました。

これは、東京都行政書士会が平成30年度の東京都空き家利活用等普及啓発・相談事業体へ選抜され、その事業の一環として開かれたもので、第1回目の催しとなります。

主催は東京都行政書士会ですが、東京都行政書士会北支部と空家問題サポートセンター（空家対策特別委員会）が共催、北区が後援と、地域に根差した空き家問題を解決しようという取組みになります。参加者は約60名と盛況でした。

まず、東京都行政書士会の常任豊会長が挨拶し次に空き家対策特別委員会田崎敏男専務理事が「空き家の事例と対応」について、具体例を交えて講演。北区で開業している税理士の菊田孝子先生には、「空き家と税金」をテーマに、空き家を持ち続ける場合、貸した場合、売却した場合など個別に税金の計算方法も交えて説明していただきました。

最後に、空き家特別対策委員会の戸川大柵委員により、空き家を利活用する場合の助成金の活用など詳しく話していただきました。また、空き家のままでいることのリスクをあげ、ぜひ、空き家を活用されるようにと参加者に勧めました。

セミナー終了後、無料相談会が開かれ、祖父の家が空き家になったので孫が活用したいなどの相談が寄せられました。

（北支部副支部長・地域支援担当 小島晴美）



文京・台東・北三支部合同研修会を開催しました

平成30年9月8日（土）18時15分より、北とぴあ902会議室において、毎年恒例の文京・台東・北三支部合同研修会が行われました。今回の研修会は、主に登録歴の浅い新入会員を受講対象者として、各支部で活躍する先輩行政書士の業務への取り組みを紹介し、また、交流の場とすることで、自身の業務の発展に繋げてもらうことを目的として開催しました。

はじめに、今回の主催支部である北支部の溝口支部よりご挨拶があり、続いて北支部会員である常任豊会長よりご挨拶をいただきました。

次いで第1部として、改正相続法（講師：北支部・吉村信一会員）、入管業務（講師：北支部・竹田紘己会員）及び法人に関する許認可業務（講師：台東支部・福本健一会員）に関する講義が、20分ずつ行われました。

改正相続法については「法務局における遺言書の保管等に関する法律」の概要が重点的に論じられ、法務局へ自筆証書遺言が保管されると、相続発後、相続人や受遺者は遺言書の閲覧やその画像情報に認証文のついた「遺言書情報証明書」の交付請求ができ、しかも同証明書には検認が必要ないことなどの最新情報を知ることが出来ました。

次いで、入管業務について、講師の実体験に基づく臨場感ある業務の内容説明があり、就労資格を取得しようとしている依頼者の従事する仕事が単純労働ではないということを、法的三段論法により証明していくという点で、裁判同様にやりが

いのある面白い業務であることが語られました。

法人に関する許認可業務の講義になると、講師から自分という人間を売るのが行政書士の仕事であると語られ、行政書士である自分を安売りしてはならない旨が伝えられました。

休憩をはさんで第2部では、参加者が第1部での講義テーマごとの分科会に分かれ30分弱のグループ討議が行われた後、分科会ごとに討議結果の発表が為されました。また、各支部の新入・転入会員より自己紹介と本研修の感想が述べられました。

最後に、文京支部の石井支部長、台東支部の渡邊支部長よりご挨拶と本研修開催にあたって尽力いただいた各支部の研修担当者へ労いの言葉がかけられ、和やかなうちに研修の幕を閉じました。

（研修部次長：中村博人）



相続法改正～自筆証書遺言の方式緩和について～

平成30年7月6日、国会で「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」が成立し、7月13日に公布されました。これは主に民法で規定されている相続に関するルール（いわゆる相続法）を改正するもので、昭和55年以来約40年ぶりの大幅な改正であり、これまでなかった制度がいくつか新設されることもあり、大きな注目を集めています。

改正法の施行（運用開始）は原則公布から1年以内（来年7月までに）となっていますが、今回は、他の制度に先駆け、平成31年1月13日から施行される「自筆証書遺言の方式緩和」の概要についてお伝えします。

これまで、自筆証書遺言はその名のとおりに、遺言書の全文を遺言者（作成者）が自書（手書き）

することが法律上の要件となっており、財産が多数ある場合などは大きな負担となっていました。

改正法では、遺言書の「別紙」として作成する財産目録については、パソコンで作成したものや不動産登記簿謄本や通帳のコピーの添付など、自書でないものでもよいということになりました。

（ただし目録の各ページに遺言者の署名と押印が必要）この新制度によって、遺言書を作成する方が増え、相続トラブルの回避や長年、相続登記（名義変更）がされずに放置される不動産が減少することなどが期待されています。

遺言書や財産目録の作成、作成に関するご相談は行政書士が承ることが出来ます。ご相談がありましたら東京都行政書士会北支部までお問合せください。

遺言書

別紙目録の①及び②の不動産を、長男の北区太郎に相続させる。

平成31年1月13日
北区 一郎 印

(作成は全て自書で)



別紙目録

①土地
所在 北区王子一丁目
地番 ***
地目 ***
地積 ***

②土地
所在 北区王子一丁目
地番 ***
地目 ***
地積 ***
(↑パソコンで作成可能)

北区 一郎 印

- 目録はパソコンでの作成が可能
- 不動産登記簿謄本や通帳のコピーなどの添付でも可能
- 目録には、遺言者の署名と押印が必要

北区をゆく 第10回 ～北区立中央図書館～



北区立中央図書館は、北区十条台にある公立図書館です。2008年3月以前は北区王子にありましたが、十条台の中央公園内の赤レンガ倉庫（1919年築、旧陸上自衛隊十条駐屯地275号棟）を改装・増築して2008年6月28日に移転・リニューアルオープンし、今年で10周年を迎えました。

館内にはカフェ（アトリエ・ド・リーブ赤煉瓦Café）もあり、ナポリタン等の軽食をとることもでき、長時間滞在して調べものをする人にも優しい施設となっています。窓から緑を眺めつつ本とお茶を楽しむといった贅沢な時間を過ごすことができます。

また、平日・土曜日は午後8時まで開館しており、仕事帰りの人たちにも利用しやすい施設となっています。

図書館の外観は赤煉瓦で作られており、樹木と調和した美しい眺めを楽しめます。併設されてい

る公園では自然に触れることができ、四季を感じることもできます。お子様との散策にもおすすめです。

読書の秋、お一人でも、ご家族とでも北区立中央図書館へ足を運んでみてはいかがでしょうか。（広報部員：高坂友也）



ようこそ北支部へ!!

平成30年4月から平成30年9月までに北支部に入会された新入・転入会員の皆さんをご紹介します。

氏名	入会年月日	事務所名称	事務所所在地	電話番号
矢島 純二	H30.6.1	矢島純二行政書士事務所	十条仲原2-2-4	03-3909-2225
篠原 かおり	H30.6.1	竹田紘己行政書士事務所	赤羽西1-39-8 コーポ 遠山304	03-5948-5428
毛利 公彦	H30.7.13 板橋支部より転入	毛利行政書士事務所	王子1-23-1-202	03-6903-0534
光永 謙太郎	H30.8.1 豊島支部より転入	行政書士光永総合事務所	浮間1-1-5 第3アウビル3F	03-5992-2758



光永 謙太郎

池袋から地元北区浮間に移転してまいりました。建設業など許認可業務を中心に、事業と暮らしのお手伝いをしたいと思います。



オトコ 立川悦史の“行政書士”飯～秋鮭のマリネ～



皆様こんにちは。元寿司屋の板前で、その後水産商社や広告代理店、自動車の買取販売業などを転々とした、酒と料理の好きな行政書士の立川です。「立川悦史の行政書士(オトコ)飯」と題したスペースをいただきましたので、安くて手軽な季節感のあったり(無かったり?)する、(単にお酒に合うだけの?)料理をご紹介しますと思います。

今回の料理は、秋鮭のマリネです!生の鮭が美味しいシーズンになりました。今回はスーパーなどで安く売られている「生鮭のあら」を使ったマリネのご紹介です。

【材料】

- ①生鮭のあら・・・2人分150g
- パプリカ・・・1個
- たまねぎ・・・1個
- ※ほか、セロリや素揚げにしたエリンギ、電子レンジしたカリフラワーなど好みの野菜

②マリネ液(鮭・付け合せ野菜それぞれ用)

- レモン汁(又はお酢)・・・大さじ3くらい
- 煮切り酒(又は白ワイン)・・・大さじ1くらい
- オリーブオイル・・・小さじ1くらい
- 砂糖・・・大さじ1くらい
- ドライバジル・・・小さじ1くらい
- 粗挽き胡椒・・・多めで適量
- ※ほかローズマリー、ケッパー、ピンクペッパー、唐辛子などお好みで

マリネ液はお好みで分量を調整してください。砂糖の量の調節でお好みの味に変えられます。市販のマリネ液やピクルスの漬け汁を使用してもO

Kです。

【作り方】

①の下ごしらえ

鮭はふきんなどで血と水気をよく取って、骨の無い部分やカマは茶漉しで小麦粉を薄くまぶし、フライパンに薄く油を敷き全体に火を通し、冷めたら3cm程の大きさに切りおきます。あばらなど骨の多い部分はトースターで素焼きし、あらかじめ骨を取り除きます。

パプリカ・玉ねぎなどは適当な大きさに楕円形にしておきます。

②マリネ液は鮭用と野菜用をそれぞれ準備し、ジップ付きの保存袋に入れ半日ほど別々に冷蔵庫に入れ漬け込み、食べるときに一緒に和えてお皿に盛り完成です。

ビールはもちろんですが、キリッと冷やした白ワインとの組み合わせがおススメです!





東京都行政書士会北支部

無料相談会

■ 北区の行政書士会主催だから安心!!

相談員は全て地元北区で働く行政書士です
行政書士会所定の研修を受けた専門相談員が
分かりやすく丁寧にお答えします



■ さまざまなお相談にご対応いたします!!

[よくあるご相談事例]

- 相続に関する事
- 遺言に関する事
- 成年後見に関する事
- 離婚・家族問題
- 借地・借家など不動産に関する事
- 外国人のビザや帰化に関する事
- 近隣トラブル
- 会社設立や営業許可申請など事業に関する事
- 売買・賃貸借など契約に関する事

その他上記以外のことでもご相談可能です

区役所無料相談会

北区役所で定期的に行っている無料相談会です

日時 偶数月(10月除く)の第一火曜
13:00~16:00

場所 北区役所第1庁舎1階ロビー
(王子本町1-15-22)

サテライト相談会

奇数月に区内各地で実施する特別相談会です

日時 奇数月の第一火曜
13:00~16:00

場所 北区内のふれあい館等の公共施設

※相談会場の状況により開催時期が変更になる場合があります。

※詳細は支部ホームページ、フェイスブックページのほか、北区ニュース等でお知らせいたします。

- ご相談時間の目安はお一人様30分です。
- ご予約なしでもご相談可能ですので、お気軽にご来場ください。
- 継続相談(2回目以降のご相談)または業務依頼をご希望の場合は有料となります。
- 継続相談、業務依頼をご希望の場合、相談センターにご連絡いただけますと、適任の行政書士をご紹介します。

ご予約・お問合せはこちらまで

東京都行政書士会北支部 相談センター

(電話受付時間:平日 9時~17時)

☎ 03-5963-7437



info@kitashibu.tokyo

HP: <http://kitashibu.tokyo/>  [facebook.com/kitashibu.tokyo/](https://www.facebook.com/kitashibu.tokyo/)

